

〔川西市〕

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用途	特定建築物	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200㎡又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと 平成32年 7月～10月
2 観覧場（注4）、公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 200㎡	
3 病院、診療所（注5）又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300㎡、 A ₂ （注3） \geq 300㎡	
4 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300㎡、 A ₂ （注3） \geq 300㎡	3年ごと 平成30年 7月～10月
5 共同住宅又は寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅等を除く）、下宿	F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100㎡ （Aは6F以上）	
6 共同住宅又は寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅等に限る）	地階・F \geq 3（注1） A ₂ （注3） \geq 300㎡	
7 学校又は体育館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） \geq 2,000㎡	3年ごと 平成31年 7月～10月
8 博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） \geq 2,000㎡	
9 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 500㎡、 A ₂ （注3） \geq 500㎡	
10 事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） （階数が5以上で、延べ床面積が1,000㎡を超える建築物に限る）	
（注1）地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。 （注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。 （注3） A ₂ : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積 （注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。 （注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外に あるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ²	
3	病院、診療所（注5） 又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
5	博物館、美術館、図書 館、ホーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ²	
6	百貨店、マーケット、展示 場、キャバレー、カフェ、ナ イトクラブ、バー、ダンスホ ール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店 又は物品販売業を営 む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ²	
7	事務所その他これに 類するもの	地階・F \geq 3（注1） （階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m ² を超える建築物に限る）	
<p>（注1）地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。</p> <p>（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 政令第112条第16項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途	防火設備（注1）	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 政令で指定される建築物の用途	政令第16条第3項第2号に指定される建築物の用途に供する規模等	毎年 7月～10月
(注1) 防火設備：随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。